

## 社会保障・税番号(マイナンバー)制度について

### Vol.1 10月からマイナンバーの通知が始まります

問行政経営課(☎826-1111 内線2496)  
市民課(☎内線2286)



#### マイナンバーはいつから?どんなことに使うの?

平成28年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要になります。

- 年金の資格取得の確認、給付
- 医療保険の給付請求
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- 税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- 被災者台帳の作成事務
- 福祉分野の給付 など

※法律や自治体の条例で定められた行政手続きにしか使えません。

#### マイナンバーが始まるとどうなるの?

社会保障、税、災害対策の分野で、複数の機関に存在する情報を効率的に管理できるようになることから、行政事務の効率化やきめ細やかな支援を行えるようになります。

また、年金や福祉などの申請の際の添付書類が減るといった手続きの負担軽減などが期待されます。

#### 自分のマイナンバーはどう知るの?

10月から、住民票を有する全ての方(中長期在留者や特別永住者などの外国人を含む)に12桁のマイナンバーが記載された「通知カード」が住民票の住所に簡易書留で送付されます。

#### 「通知カード」や「個人番号カード」とは何のこと?

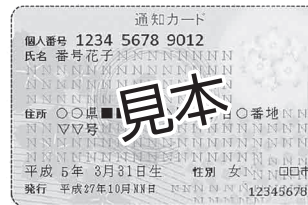
##### ◎通知カード【10月から送付】

紙製のカード(予定)で、個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口などで個人番号の提供を求められた際に利用可能です。身分証明書としては利用できません。

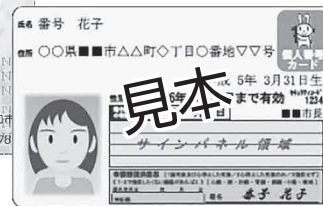
##### ◎個人番号カード【平成28年1月から希望者に交付】

個人番号カードは、身分証明書として利用できるほか、ICチップに搭載された電子証明書をを用いて、e-Taxをはじめとした各種電子申請を行うことができます。

※個人番号カードの交付申請書は、通知カードと一緒に送付される予定です。



←通知カード見本



個人番号カード見本→

コールセンター：0570-20-0178(日本語)  
0570-20-0291(外国語)

※午前9時30分～午後5時30分(土日祝日を除く)

ホームページ：

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido>

## 市税滞納一掃宣言

～税負担の公平性を確保するために～

税の滞納を解消するために、さまざまな対策を行っています。その一環として、平成26年度は694件の財産差押を実施しました。 問納税課(☎内線2359)

■6月の納税【納期限：6月30日(火)】

税目/市県民税(1期)

■6月の休日納税・納税相談

とき/6月28日(日) 午前9時～午後4時

ところ/納税課(市役所本庁舎1階)

## 市内主要施設の放射線量測定値

| 測定場所 | 測定値   |
|------|-------|
| 市役所  | 0.101 |

【測定日：5月7日】



測定場所は学校をはじめとする市内主要施設83か所です。測定結果や他の施設に関しては市ホームページに掲載しています。なお、放射性物質汚染対策法では年間1ミリシーベルト以下(毎時0.23マイクロシーベルト)を目指すことを長期目標にしています。 問環境保全課(☎内線2452)